

聞いて。 ワタシの職場のこと

秘密
厳守

相談
無料

労働者と事業主間のトラブルに悩んでいませんか？
そんなとき、相談に乗ってくれる場所、あるんです。



セクハラに悩んでる...

もう辞めたらと言われた...

壊したものを弁償させられた

契約の更新を拒否された

後片付けに給与が出ない



県庁で
相談しようかな

ケース事例ご紹介

CASE1 セクハラ

会社でのセクハラに耐えきれず相談しました。会社と私はそれぞれ別の場所で話を聞いてもらったので安心でした。

CASE2 退職トラブル

会社から退職を迫られたのに、退職届には自己都合と書くよう指示されて、書く前に相談しました。専門的なアドバイスをもらったので、うまく行動できたと思います。

まずは聞いてみよう!

労働相談ダイヤル(土・日・祝日を除く8:30~18:15)

TEL.088-621-3234

roudouinkai@pref.tokushima.jp

● 平日の開庁時(8:30~18:15)なら、労働委員会事務局で相談できます。

毎週木曜(14:00~16:00)は
相談会があります。

スマホで予約できます。

※1人60分以内・2人まで

[要予約・前日15時まで受付] [予約サイト](#)



労働委員会では働く人と雇う人の間のトラブルについて相談を受けています。当事者間の話し合いで解決できない場合は、労働委員会のあっせん員が双方から話を伺い、公正・中立の立場から紛争の解決を目指すあっせん制度もあります。あっせんは非公開・秘密厳守、相手方と顔を合わせない非対面方式です。

徳島県労働委員会事務局

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地[徳島県庁11階]

TEL:088-621-3234 FAX:088-621-2889

E-MAIL:roudouinkai@pref.tokushima.jp

徳島県労働委員会

